

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」の デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」(以下「キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターデザインとは、別図の基本デザイン及び展開デザインのことをいう。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、大牟田市(以下「市」という。)に属する。

(使用の申請)

第4条 キャラクターデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 申請者の概要及び事業内容がわかる企画書等
- (3) キャラクターデザインの使用状況がわかる完成見本等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定により使用申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 市の信用や品位を損ない、又は損なうおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害する、又は害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用される場合、又は使用されるおそれがある場合
- (5) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (6) 不当な利益を得るために使用する、又は使用されるおそれがある場合

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が使用する場合
 - (8) 大牟田市暴力団排除条例（平成22年条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が使用する場合
 - (9) 暴力団員が役員となっている団体が使用する場合
 - (10) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
 - (11) キャラクターのイメージを損ない、又は損なうおそれのある場合
 - (12) その他市長が承認をすることが適当でないとする場合
- 2 市長は、前項の規定によりキャラクターデザインの使用を承認するときは大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用承認通知書（様式第3号）により、使用を承認しないときは大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用不承認通知書（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。
- 3 市長は、承認に際し、申請者に必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料については、無料とする。

（使用承認の期間）

第7条 キャラクターの使用承認の期間は、使用を承認した日から起算して5年以内とする。

- 2 使用承認の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用とするときは、新たに第5条の承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 第5条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) キャラクターデザインを使用した物件が完成したときは、速やかに完成品を市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難な物件については、その写真をもって代えることができる。
- (3) キャラクターの名称「大牟田市石炭産業科学館キャラクター クロベエくん」を、承認を受けた物件に表示すること。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (4) キャラクターデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

- (5) キャラクターデザインを使用した物件等を商標登録しないこと。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

(承認内容の変更)

第9条 承認を受けた使用者は、承認を受けた使用内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用変更等承認申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、変更の承認を行うときは、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用変更等承認通知書（様式第6号）を、変更の承認を行わないときは、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用変更等不承認通知書（様式第7号）により前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(使用状況の調査及び報告)

第10条 市長は、使用者にキャラクターデザインの使用状況等について報告させ、又は実地に調査をすることができる。

- 2 使用者は、キャラクターデザインの使用状況等について、市長から調査及び報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(承認の取消し等)

第11条 市長は、承認（第9条第2項の規定により変更の承認を受けた場合にあっては、当該変更の承認を含む。以下同じ。）を受けた使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認められた場合
- (3) その他キャラクターデザインを継続して使用することが不適當であると認められた場合

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用承認取消通知書（様式第8号）により、承認を受けた使用者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、当該使用者に対して、キャラクターデザインの使用物件等の回収の措置を求めることができる。

- 4 前項の場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市長及び市は、その賠償の責めを負わない。

(未承認使用者に対する措置)

第12条 市長は、承認を受けずにキャラクターデザインを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その使用の停止又は中止を求めることができる。

(経費等の負担)

第13条 市は、使用者がこの要綱によるキャラクターデザインの使用の承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損害等の責任)

第14条 市は、キャラクターデザインの使用を承認したことに起因する使用者の損害等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターデザインを使用した物件等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターデザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、産業経済部観光おもてなし課石炭産業科学館が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターデザインを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年10月 4日から施行する。

別図（第2条関係）

1 基本デザイン



2 展開デザイン（指差し座る）



3 展開デザイン (前進)



4 展開デザイン (スキップ)



5 展開デザイン (考える)



大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」の
デザイン使用承認申請書

大牟田市長 宛

〒

住所（所在地） _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____ (印)

電話番号 _____

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザインを使用したいので、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業（使用物件）等の名称

2. 使用目的

3. 使用内容（使用する物件又は印刷物、その数量及び使用箇所）

4. 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

6. ご担当者連絡先

役職・氏名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____

※企画書や図案見本、商品見本、広告原稿など、使用内容が確認できるものを添付してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

誓 約 書

年 月 日

大牟田市長 様

（申請者） 住所又は所在地

団 体 名

代 表 者 名

㊟

大牟田市が大牟田市暴力団排除条例第 6 条の規定に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することがないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約等から排除していることを認識した上で、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱第 5 条第 1 項第 8 号から第 10 号まで（以下「暴力団排除条項」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 8 号又は第 9 号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

.....
※上記 1 の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱第5条第1項第10号の解釈について

第5条第1項第10号関係

「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの」とは、

- 暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者等
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの
- 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
- 暴力団員又は暴力団に経済上の利益や便宜を供与しているもの
- 役員等が暴力団員又は暴力団と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの

などをいう。

〈大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱抜粋（暴力団排除条項）〉

（使用の承認）

第5条 市長は、前条の規定により使用申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- （8） 大牟田市暴力団排除条例（平成22年条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が使用する場合
- （9） 暴力団員が役員となっている団体が使用する場合
- （10） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」の
デザイン使用承認通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のあった大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザインの使用については、下記の条件を付して承認することと決定しましたので通知します。

記

1. 事業（使用物）等の名称

2. 使用目的

4. 使用内容

5. 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

6. 承認条件

- (1) 大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱を遵守すること。
- (2) 使用結果を報告すること。
(完成品、内容がわかるものを一式送付のこと。)
- (3) 使用内容を変更、又は使用を中止する場合は、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用変更等承認申請書（様式第4号）を速やかに提出すること。

様式第4号（第5条関係）

観 第 号
年 月 日

様

大牟田市長

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」の
デザイン使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

1. 事業（使用物件）等の名称

2. 不承認理由

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」の
デザイン使用変更等承認申請書

大牟田市長 宛

〒

住所（所在地） _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____ (印)

電話番号 _____

年 月 日付けの通知をもって承認を受けた、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザインの使用について、申請内容を変更（中止）したいので、大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更（中止）内容

2. 変更（中止）理由

3. 連絡先

連絡責任者氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____

観 第 号
年 月 日

様

大牟田市長

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」の
デザイン使用変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザインの使用変更等については、下記の条件を付して承認することと決定しましたので通知します。

記

1. 変更（中止）内容

2. 承認条件

様式第7号（第9条関係）

観 第 号
年 月 日

様

大牟田長

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」の
デザイン使用変更等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザインの使用変更等については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

1. 事業（使用物件）等の名称

2. 不承認理由

様式第8号（第11条関係）

観 第 号
年 月 日

様

大牟田市長

大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」の
デザイン使用承認取消通知書

年 月 日付けで申請のあった大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザインの使用については、下記の理由により承認を取り消します。

記

1. 事業（使用物件）等の名称

2. 承認取消理由